

## 島本町農業委員会の委員候補者募集要項

農業委員会等に関する法律に基づき、島本町農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の候補者を次のとおり募集します。

### 1 募集人数

12人

### 2 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

### 3 身分

特別職の非常勤職員

### 4 職務内容

- (1) 農業委員会の会議(※)における農地の権利移動や転用の許可に係る審議等
  - (2) 遊休農地の発生防止、解消のための農地パトロール
  - (3) 各種証明等に係る現地調査
  - (4) 農林業祭実行委員会及び当日イベントへの参画
  - (5) 上記に掲げるもののほか、法令等により農業委員会の権限に属した事項
- ※農業委員会の会議は、平日の午前又は午後からとなります。

### 5 報酬

年額129,000円（会長、会長代理に選出された場合は、別途規定あり）

### 6 推薦を受ける者及び応募する者の資格、要件

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。  
ただし、次のいずれかの事項に該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令、その他の規定により農業委員と兼職及び兼業が禁止されている者
- (4) 島本町暴力団排除条例（平成26年島本町条例第8号）に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者

### 7 推薦及び募集に係る手続

所定の申込書に必要事項を記入のうえ、提出してください。

推薦者が法人又は団体の場合	様式第1号
推薦者が個人の場合	様式第2号
自ら応募する場合	様式第3号

## 8 受付期間

令和8年3月2日（月）から3月31日（火）まで【必着】

※郵送される場合、3月31日必着です。消印有効ではありません。また、封筒の表面に「農業委員募集関係書類在中」と朱書きし、配達記録が残る方法で送付してください。

※直接お持ちいただく場合は、土・日曜日、祝日を除いた午前9時から午後5時30分までです。

※募集人数を下回る可能性がある場合等には、期間を延長することがあります。この場合、受付期間最終日以降に町ホームページでお知らせします。

## 9 申込書の入手方法、提出先及び送付先

### (1) 入手方法

島本町都市創造部にぎわい創造課の窓口で配布及び町ホームページからダウンロードしてください。

### (2) 提出先

島本町役場3階 都市創造部にぎわい創造課

### (3) 送付先

〒618-8570 島本町桜井二丁目1番1号

島本町都市創造部にぎわい創造課

※メール、FAX等による提出は、受け付けません。

## 10 推薦及び応募状況の公表

推薦及び応募の状況については、各種申込書に記載された氏名、年齢、性別、職業、経歴、農業経営の状況、推薦者の情報、推薦・応募の理由等を整理し、受付期間の中間及び終了後に、町ホームページで公表します。

ただし、住所、所在地、生年月日、電話番号は公表しません。

## 11 農業委員の選考等

(1) 受付期間終了後、提出された書類をもとに審査を行います。また、必要に応じて、面接や関係者からの意見聴取等を行う場合があります。

(2) 法令に定められた要件、募集要項に掲げる資格、法令違反の有無等の確認を行うため、関係機関に照会を行う場合があります。

(3) 書類審査の結果、農業委員候補者として選定された者について、町議会の同意を得たうえで、町長が農業委員に任命します。

(4) 募集人数を下回っている場合であっても、無条件で候補者として認められるものではありません。

## 12 審査結果の通知

審査結果については、6月上旬に推薦者又は応募者に直接、通知します。

## 13 任命の条件

農業委員の任命に当たっては、法律により次のような条件を満たすことが求められています。

(1) 農業委員会の所掌する事務について、利害関係のない者を含めること。

(2) 委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること（女性、青

年の積極的な登用)。

#### 14 書類記入上の注意

申込書の記入にあたり、次のことに注意してください。また、同意の欄(日付け・署名)は必ず黒ボールペンを使用し、修正がある場合は二重線で消して書き直してください。

##### (1) 「経歴」

最終学歴、職歴、農業委員歴その他農業又は地域活動に関する経歴等(農業行政又は農業関係団体の営農部門の勤務経験、農業教育・研究機関等での教職・研究者の経験)を記載してください。

記入欄が不足する場合は、備考欄も使用してください。

##### (2) 「推薦(応募)理由」

可能な限り具体的に記入してください。

##### (3) 「認定農業者等」

認定農業者とは、市町村が定める農業経営基盤強化促進基本構想で示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、その計画について認定を受けた国版の認定農業者又は法人の役職員等です。

大阪版認定農業者は、認定農業者等に準ずる者となります。

不明な場合は、にぎわい創造課(電話：075-962-2846)までお問い合わせください。

#### 15 添付書類

推薦申込書及び応募申込書の提出の際には、必ず次の書類を添付してください。

- (1) 推薦を受ける者又は応募する者の住民票(本籍地の記載があり、発行後3か月以内のもの。個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)
- (2) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者又は大阪版認定農業者等である場合は、農業経営改善計画認定書その他それらの事実を証明する書類の写し
- (3) 普及指導員等の農業に関する国家資格を有する場合は、その事実を証明する書類の写し

#### 16 その他

- (1) 提出された書類は、一切返却いたしません。
- (2) 提出する書類が2枚以上となる場合は、ホッチキス等で留めてください。
- (3) 書類の追加提出又は説明をお願いする場合があります。
- (4) 不明な点は、書類の作成、提出の前にお問い合わせください。

#### 17 問合せ先

島本町役場3階 都市創造部にぎわい創造課  
電話：075-962-2846